

平成 2 2 年第 6 回（6 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日 時 平成22年6月10日(木)
開 会10時00分 閉 会10時35分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名 是木 輝義、若山 善一、石丸 茂信、岡 万寿夫
梅林 陟、豊田 和義、和才 直俊、恒成 一治
是木 則幸、奥家 信弘、賀部 正直、矢頭 道雄
守口 信義

出席委員の氏名 瀬口 勝美

4. 議 案

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第12号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による届出について 1件

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局員 赤尾 慎一

事務局 それでは、ただ今より平成22年第6回総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 田植えの準備等でお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから平成22年度第6回総会を開催いたします。本日は瀬口勝美委員から欠席の通告がきていますので、定数15名に対し欠員1名、欠席1名でありますので、出席委員は13名であり総会は成立しています。

次に議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に若山善一委員、石丸茂信委員のお二人を指名いたします。

それでは、議事に入ります。「議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本日は5条関係が1件出されています。事務局より説明をお願いいたします。

議案第11号

事務局 1ページをご覧ください。

「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。農地法第5条の申請で売買による転用です

申請人は、譲受人が本町別府地区のAさん、譲渡人は北九州市小倉南区朽網のBさんです。

申請地は別府〇〇〇番地〇と別府〇〇〇番地〇で地目は登記簿、現況共に田で、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第2種農地と判断されます。

転用理由並びに施設概要は、5月の総会で5条申請のあった、Aさんの住宅用地への侵入道路として利用するものです。

2ページから4ページまでに見取図、字図、計画図断面図を添付しています。1ページに戻りまして、資金計画等裏付け有、周辺の農地等に係る営農条件への支障無、排水・し尿処理等の方法については進入道路であるため該当ありません。以上で説明終わります。

会長 それでは、地元委員で現地の状況等で補足説明がありましたらお願いいたします。地元委員は石丸委員です。よろしく願います。

石丸委員 先月に住宅建設のために転用申請した土地への道が狭い事か

ら、今回はBさん所有の農地を進入路として転用するものです。奥のCさんやDさん所有の土地も購入を検討しているとの事でしたが、今回はこの2筆を購入するとの事です。

会 長 　　ただ今事務局並びに石丸委員より詳細に説明があったとおりです。ご審議の程、よろしく願いいたします。質疑のある方は挙手お願いします。

各委員 　　質疑なし

会 長 　　それでは、この件について承認することにご異議はございませんか。

各委員 　　異議なしの声あり

会 長 　　では、議案第11号に関しましては承認することと決めます。では次に「議案第12号、吉富町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。事務局より説明をお願いいたします。

議案第12号

事務局 　　吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経る、となっています。

今回6月の利用権設定の件数は、新規は41件で33,849㎡、更新は95件で100,591㎡、合計は136件で134,440㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆ごとの内容につきましては、皆様方へ回覧いたしますのでご覧ください。

会 長 　　事務局より説明がありました。使用貸借が38件もあるのは、賃借権では借り手がいないということなのですね？

では、ただ今より質疑を受けたいと思います。委員の皆さん質疑ございませんか。

岡委員 　　今は荒地にならないよう管理しなければならないから、圃場条件がよほど良いところでない限り、借り手が見つからないのが現状でしょう。

事務局 　　昨年の転作確認時に、管理がされていない農地を確認・集約したところ、約4.7ha程ありました。

恒成委員 農機具を買おうにも、補助制度とかがあればそれを使って機械を購入して管理が出来ると思うのですが

会 長 それでは、この件につきまして承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

報告事項

会 長 それでは、議案第12号に関しましては承認することと決めます。では次に、その他の項に移ります。報告事項で農地法第18条第6項の規定による届出についてです事務局説明をお願いします

事務局 「農地法第18条第6項の規定による届出について」を説明いたします。7ページ並びに8ページの報告事項をご覧ください。申請地は別府〇〇〇番〇で地目は畑、面積は573㎡で賃貸人はEさん、賃貸人はFさんで、永小作権を解約するものです。合意解約が成立した日、農地の引渡し日共に5月24日となっています。以上説明終わります。

会 長 事務局より説明がありました。皆様方よりなにか質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

会 長 では、皆様方よりその他何かございませんか。ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日の10日は土曜日となりますので、前日の7月9日（金）か7月12日（月）午前10時から行いたいと思います。皆さんの都合はいかがでしょうか。

和才委員 12日は予定があるので9日が良いが？

奥家委員 9日は私に予定があるので都合が悪い

豊田委員 8日では駄目ですか？

会 長 それでは、7月8日（木）でよろしいでしょうか？

各委員 質疑なし

会 長 それでは、次回総会は7月8日（木）とします。
これをもちまして委員会を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

10時35分 閉会